

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

(昭和51年8月2日 規則第10号)

改正 昭和58年12月24日 規則第2号

平成7年3月28日 規則第2号

令和6年10月1日 規則第8号

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に対する児童手当の支給に係る認定等の事務は、秦野市職員の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年12月24日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月28日規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月1日規則第8号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。